

次のものを用意して、岡山労働局まで送付もしくは来庁してください。(石綿以外申請用)

* 申請書類

* 交付要件(裏面)をご確認ください。

- ① 健康管理手帳交付申請書 <安衛則様式第7号、第53条関係>
- ② 従事歴申告書 (健康管理手帳交付申請書添付用) <様式第1号>
- ③ 従事歴証明書 (事業者記載用)(石綿以外) <様式第2号>
- ④ 従事歴申立書 (本人記載用)(石綿以外) <様式第4号>…事業所廃止
- ⑤ 従事歴証明書 (同僚記載用)(石綿以外) <様式第6号>…事業所廃止 ※2名以上
- ⑥ 返信用切手 (手帳の郵送を希望する場合)

返信用切手(簡易書留) 530円分を同封して下さい。* 令和6年10月1日郵便料金改定

なお、じん肺、CD-R等を添付している場合は、返信用切手 670円分を同封して下さい。

※ 岡山労働局に手帳を受取りに来られる場合は、返信用切手は不要です。

* 申請書類の組合せ(申請状況に合わせて揃えて下さい。)

1. 事業者の証明がある場合 ①、②、③、⑥
2. 事業者証明なし、同僚の証明(2名)がある場合 ①、②、④、⑤、⑥
(事業者の証明が得られず又は不十分な場合)
3. 事業者証明及び同僚の証明がない場合 ①、②、④、⑥

* 当該書類に加えて、以下の書類のうち、従事歴を証明する1種類以上の書類を添付して下さい。

- i 特定化学物質健康診断個人票の写し又は本人への結果通知の写し (粉じん業務を除く)
 - ii 社会保険の被保険者記録 * 年金事務所又は年金相談センターで取得できます
 - iii ねんきん特別便 (年金記録のおしらせ)
 - iv 給与明細の写し (勤務した事業場ごと)
 - v 雇用保険に係る証明書(雇用保険被保険者資格取得届出確認照会回答書) * ハローワークで取得
 - vi その他、従事歴申立書に記載された内容を裏付ける客観的な書類(従事歴が分かるもの)
4. その他の添付資料
- i 粉じん業務 「じん肺管理区分決定通知書(管理区分2、3)」の写し
 - ii ベリリウム業務 胸部エックス線直接撮影又は特殊なエックス線写真及び慢性の結節性陰影がある旨の記述等のある医師による証明書(同様の記載のある特定化学物質健康診断個人票の写しでも可)

ご不明な点は、岡山労働局 労働基準部 健康安全課

(☎086-225-2013)までお問合せください。

◆健康管理手帳の交付対象業務と交付要件（石綿に関する業務以外）

| 交付対象業務 | | 交付要件 |
|--------|--|--------------------------------------|
| 1 | ベンジジン及びその塩(これらの物をその重量の1パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務 | 当該業務に3月以上従事した経験を有すること |
| 2 | ペーターナフチルアミン及びその塩(これらの塩をその重量の1パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務 | 当該業務に3月以上従事した経験を有すること |
| 3 | 粉じん作業(じん肺法(昭和35年法律第30号)第2条第1項第3号に規定する粉じん作業をいう。)に係る業務 | じん肺法の規定により決定されたじん肺管理区分が管理2又は管理3であること |
| 4 | クロム酸及び重クロム酸並びにこれらの塩(これらの物をその重量の1パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務(これらの物を鉱石から製造する製造する事業場以外の事業場における業務を除く。) | 当該業務に4年以上従事した経験を有すること |
| 5 | 無機砒素化合物(アルシン及び砒化ガリウムを除く。)を製造する工程において粉碎をし、三酸化砒素を製造する工程において焙焼若しくは精製を行い、又は砒素をその重量の3パーセントを超えて含有する鉱石をポット法若しくはグリナワルド法により精錬する業務 | 当該業務に5年以上従事した経験を有すること |
| 6 | コークス又は製鉄用発生炉ガスを製造する業務(コークス炉上において若しくはコークス炉に接して又はガス発生炉上において行う業務に限る。) | 当該業務に5年以上従事した経験を有すること |
| 7 | ビス(クロロメチル)エーテル(これをその重量の1パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務 | 当該業務に3年以上従事した経験を有すること |
| 8 | ベリリウム及びその化合物(これらの物をその重量の1パーセントを超えて含有する製剤その他の物(合金にあっては、ベリリウムをその重量の3パーセントを超えて含有するものに限る。))を含む。)を製造し、又は取り扱う業務(これらの物のうち粉状の物以外の物を取り扱う業務を除く。) | 両肺野にベリリウムによるびまん性の結節性陰影があること |
| 9 | ベンゾトリクロリドを製造し、又は取り扱う業務(太陽光線により塩素化反応をさせることによりベンゾトリクロリドを製造する事業場における業務に限る。) | 当該業務に3年以上従事した経験を有すること |
| 10 | 塩化ビニルを重合する業務又は密閉されていない遠心分離機を用いてポリ塩化ビニル(塩化ビニルの共重合体を含む。)の懸濁液から水を分離する業務 | 当該業務に4年以上従事した経験を有すること |
| 11 | ジアニジン及びその塩(これらの物をその重量の1パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務 | 当該業務に3月以上従事した経験を有すること |
| 12 | 1, 2-ジクロロプロパン(これをその重量の1パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。)を取り扱う業務(屋内作業場等における印刷機その他の設備の清掃の業務に限る。) | 当該業務に2年以上従事した経験を有すること |
| 13 | オルトトルイジン(これをその重量の1パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務 | 当該業務に5年以上従事した経験を有すること |
| 14 | 3, 3'-ジクロロ-4, 4'-ジアミノジフェニルメタン(MOCA) (これをその重量の1パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務 | 当該業務に2年以上従事した経験を有すること |

※対象は労働安全衛生法で定める「労働者」です。一人親方や中小事業主は対象となりません。

※石綿に関する業務に係る健康管理手帳は、交付要件を含め、石綿専用のものを用意しています。